

## この一年を振り返って

2003年度は、国家戦略としての知的財産立国の実現に向けた歩みが大きく加速した一年であった。

2003年3月の知的財産基本法の施行及び知的財産戦略本部（以下、「戦略本部」という。）の設置の後、戦略本部は、2003年7月に知的財産立国の実現に向けて政府が取り組むべき事項をまとめた「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定した。

推進計画に記載された施策については担当府省において着実に検討がなされ、2004年の通常国会には知的財産関連法案が多数提出されるなど、知的財産立国を実現するための法制度が驚くべきスピードで整備されてきている。

また、戦略本部は、推進計画策定後、担当府省における取組状況を恒常的に確認し、施策の実施を促してきたが、2003年度末に進捗状況をフォローアップし、2004年5月に先の推進計画を改訂して「知的財産推進計画2004」を策定した。「知的財産推進計画2004」では、模倣品・海賊版対策、中小・ベンチャー企業支援のほか、コンテンツビジネスの振興等を重点に、前計画にさらに約130項目が上乘せられ、計約400項目が盛り込まれた。これを受けて政府は、これまで行った取組を踏まえながら、今後も更に知的財産関連施策を推進していくことになる。

こうした政府全体としての取組も踏まえ、特許庁では、知的財産に関する施策の中核を担う官庁として積極的に施策を展開してきた。審査処理促進のため、任期付き審査官を大量に採用するとともに、2004年の通常国会に「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案」を提出した（2004年6月公布。）。また、知的財産立国の実現に不可欠な、「知的創造サイクル」（下図）の活性化のため企業における知的財産戦略の確立、中小企業や大学等への支援、模倣品・海賊版対策等に関して、知的財産の創造から活用までをにらんだ幅広い視点からの支援も行ってきた。

以下、主に2003年度の特許庁における取組について具体的に紹介していく。

【知的創造サイクルの模式図】

